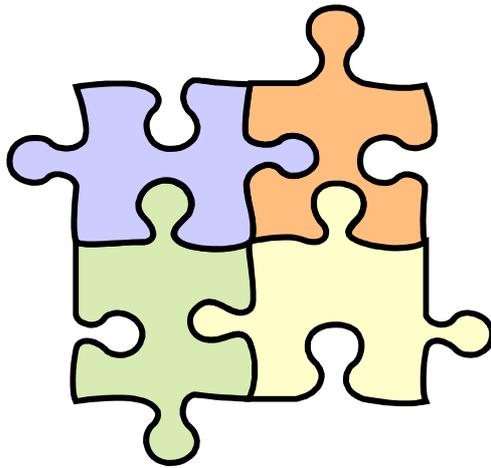


社会福祉法人設立のてびき



令和3年4月

新潟市福祉部福祉監査課

目 次

第1	社会福祉法人とは	1
第2	社会福祉法人の設立を考えている方へ	1
1	どのような事業を行う予定ですか。	1
2	資産はありますか。	2
3	建設資金・運転資金は、どのように確保しますか。	3
4	社会福祉法人は誰が運営しますか。	3
5	役員等（評議員・理事・監事）にはどのような人を充てますか。	3
6	法人設立の事務は誰が担当しますか。	4
第3	社会福祉法人認可要件の詳細	7
第4	社会福祉法人及び社会福祉施設整備に係る資産要件の緩和	15
第5	社会福祉法人定款例	21
第6	社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類作成上の留意事項	39
	設立認可申請書ほか様式関係	47
	設立発起人会議録謄本例	63
	（別紙）収支予算書	67
第7	社会福祉法人設立後の手続き	71
	（参考）社会福祉法人に関する税制について	77

第1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉法」の規定に基づき、同法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行うことを目的に所轄庁の認可を受けて設立される公益法人です。

公益法人ですから、営利を目的とするものであってはなりませんし、社会福祉事業以外の事業では設立できません。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を有していなければなりません。その設立は、原則として直ちに社会福祉事業が開始できる場合に限り認可されます。

また、社会福祉法第24条に定める経営の原則では、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、

- ① 自主的な経営基盤の強化
- ② 提供する福祉サービスの質の向上
- ③ 事業経営の透明性の確保

を図るとともに地域における公益的な取り組みを行う必要があります。

第2 社会福祉法人の設立を考えている方へ

1 どのような事業を行う予定ですか。

○社会福祉法人は、「社会福祉事業を行う法人」です。

ここで言う社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に列挙されているものを指します。

主な社会福祉事業としては、次のようなものがあります。

(第1種社会福祉事業)

児童福祉関係・・・児童養護施設、障がい児入所施設、児童自立支援施設等の経営

老人福祉関係・・・特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の経営

障がい福祉関係・・・障がい者支援施設の経営

(第2種社会福祉事業)

児童福祉関係・・・保育所、幼保連携型認定こども園、障がい児通所支援事業等の経営

老人福祉関係・・・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業等の経営

障がい福祉関係・・・障がい福祉サービス事業、地域活動支援センター等の経営

○社会福祉事業を行おうとする場合は、あらかじめ各事業を担当する課と十分に協議をしてください。

保育所、こども園設置関係・・・こども未来部保育課

老人福祉関係・・・・・・・・・・福祉部高齢者支援課・福祉部介護保険課

障がい者（児）福祉関係・・・・・・・・福祉部障がい福祉課

2 資産はありますか。

○社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。

その資産を基本財産といい、社会福祉施設(第1種)を経営する場合は、原則として施設の用に供する不動産(土地・建物)を所有していること、施設を経営しない場合は、原則として1億円以上の現金等の準備が必要です。

なお、国の各種通知に基づく特例により、資産の所有要件の一部緩和が認められている場合もあります。(第4 資産要件の緩和参照)

3 建設資金・運転資金は、どのように確保しますか。

○施設等の建設資金としては、国や市の交付金制度等がありますが、建設資金の一部しか賄えませんので、差額分は自己資金を用意しなければなりません。

また、建設資金の他に、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の12分の1以上（介護保険事業、障害福祉サービス事業の場合は12分の2以上）の資金が必要です。

（9頁 3(2)③参照）

さらに、上記資金とは別に設立準備期間中の経費も見込む必要があります。

○建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」です。借入金の返済は、施設開設後の運営に支障の無い範囲で計画的に行われる必要があります。

4 社会福祉法人は誰が運営しますか。

○社会福祉法人の運営は、役員（理事・監事）が担うことになります。

○役員報酬については、報酬規程等で支給基準を定めた上で支給できます。

5 役員等（評議員・理事・監事）にはどのような人を充てますか。

（※詳細は9頁～参照）

○役員等の選任にあたっては、いくつかの条件があります。

（1）評議員（定数は、理事の員数を超える数）

① 評議員は、社会福祉法人の運営に適正な運営に必要な識見を有する者であること。

② 法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。

- ③ 親族等や各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- ④ 定款で定める方法で選任・解任の手続きを経ること
 - (2) 理事(6人以上)
 - ① 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。
 - ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ・当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者
 - ・当該社会福祉法人が施設を設置している場合には、当該施設の管理者
 - ② 各理事と親族等の特殊の関係のある者が制限内であること。
 - (3) 監事(2人以上)
 - ① 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員等の職務を兼任できない。
 - ② 1人は、社会福祉事業について識見を有する者、他の1人は、財務管理について識見を有する者であること。
 - ③ 他の役員と親族等の特殊の関係のある者でないこと。
 - ③ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。

6 法人設立の事務は、誰が担当しますか。

○社会福祉法人の設立認可申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後、理事長や施設長になる予定の方が直接事務手続きに関わるようにしてください。

法人の設立、施設の開設に向けては、市の事業担当課（者）と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。

(参考)法人設立スケジュール

時期	事業者	福祉監査課	事業担当課
概ね1年から 7ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画等施設整備関係資料作成作業開始 ●法人設立準備開始 <ul style="list-style-type: none"> ・役員, 評議員等の選考 ・法人設立準備会の立ち上げ ・事業計画, 収支計画の検討 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人設立相談受付 (事前相談) ●相談随時受付 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備相談受付 (随時)
概ね 5ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備提案書提出 ●法人設立認可申請書作成 ●選考通知受理 ●決定事業者は通知受理後速やかに、補助金等協議資料作成着手 ●協議資料完成、提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヒアリング随時 	<ul style="list-style-type: none"> ●受理 ●ヒアリング随時 ●審査会 <ul style="list-style-type: none"> ・整備施設審査 ●整備事業者の決定 ●選定事業に係る交付金等協議書作成 ●受理
2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ●法人設立認可申請書提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●受理 ●法人設立審査 ●法人理事長予定者ヒアリング ●新潟市社会福祉法人の設立及び運営等評価会議開催 (意見聴取) 	<ul style="list-style-type: none"> ●交付金等国県協議
設立	<ul style="list-style-type: none"> ●認可受理 ●内示受理 ●法人設立登記 ●事業着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人認可通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●交付金等内示受理 ●施設整備補助金内示通知

※このスケジュールはあくまで一例であり、施設整備等との関係で、変更されることがあります。

MEMO

第3 社会福祉法人認可要件の詳細

※社会福祉法人の認可について（通知）別紙1 社会福祉法人審査基準より抜粋

1 目 的

社会福祉法に規定する社会福祉事業を行うことが確実であること。必要に応じ公益事業や収益事業を行うことができるが、社会福祉事業が当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。また、社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

2 事 業

(1) 社会福祉事業

- ① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- ② 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- ③ 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。

(2) 公益事業

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損なうおそれのないものであること。
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉とまったく関係のないものを行うことは認められないものであること。
- ⑥ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(3) 収益事業

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
このことから、収益事業が社会福祉事業と無関係に認められるものではないことに留意すること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もある。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の貸付を受けて行う収益事業については、③は適用されないものであること。

3 資 産

(1) 資産の所有

- ① 社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- ② 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないが、この場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。

特 例

(※15頁からの「社会福祉法人及び社会福祉施設整備に係る資産要件の緩和について」参照)

- I 特別養護老人ホームを設置する場合
- II 地域活動支援センターを設置する場合
- III 既設法人が福祉ホームを設置する場合
- IV 既設法人が通所施設を設置する場合
- V 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- VI 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- VII 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合
- VIII 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合
- IX 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件について
- X 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

(2) 資産の区分

- ① 資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産とする。
- ② 基本財産 (※**抵当権の設定には、所轄庁の同意が必要です。**)
 - ア 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設について、その施設の用に供する不動産は基本財産としなければならない。
 - ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合には、1,000万円以上に相当する資産を

基本財産として有していなければならない。

イ 社会福祉施設を営まない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。

ただし、居宅介護等事業（老人居宅介護等事業、障がい福祉サービス事業など）又は共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合、所定の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として差し支えない。（※所定の要件については 19頁Ⅸ、20頁Ⅹ 参照）

③ その他財産

法人設立にあたっては、その他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金または当座預金等を有していなければならない。

なお、介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障がい福祉サービス又は児童福祉法上の障がい児通所支援若しくは障がい児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金または当座預金等を有していること。
（※法人設立準備及び施設開設までの間に必要な事務費等の資金のほかに用意すること。）

4 法人の組織運営

(1) 役員等

- ① 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは公私分離の原則に照らし適当でないので差し控えること。
- ② 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任しないこと。
- ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりしないこと。
- ④ 次に掲げる者は評議員又は役員となることはできない。
 - ・法人
 - ・精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑤ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員等となることはできない。

(2) 評議員

- ① 評議員の選任・解任方法については、法人が定款で定めなければならないが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効である。定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。例) 評議員選任・解任委員会
- ② 評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であること。
- ③ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと。

- ④ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならず、各評議員と各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。
- ⑤ 評議員の員数は理事の員数を超える数とすること。
- ⑥ 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること(定款で「4年」を「6年」まで延長することができる)。
- ⑦ 評議員会は、役員の選任・解任や定款等の法人の基本的事項についての議決機関であり、理事等を牽制監督する役割がある。

(3) 理事

- ① 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。
- ② 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること。また、理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができること。
- ③ 理事の定数は6人以上とすること。
- ④ 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。ただし、理事の親族等特殊関係の上限は3人であること。
- ⑤ 理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(※13頁注1参照)、当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(※13頁注2参照)及び当該社会福祉法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者を加えること。
- ⑥ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでであること(ただし、定款で任期を短縮することは可能)。

(4) 監事

- ① 監事は、当該法人の理事又は職員を兼務することはできない。
- ② 監事は、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を含まなければならない。
- ③ 監事は2人以上であること。
- ④ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係にある者も含まれてはならないこと。
- ⑤ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。
- ⑥ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでであること(ただし、定款で任期を短縮することは可能)。

(5) 会計監査人 ※法人設立時には設置不要

- ① 前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1号様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人は、会計監査人の設置が義務付けられる。
- ② 会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない。また、公認会計士法の規定

により、計算書類について監査できない者は会計監査人になることができない。

(6) その他

職員については理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係りのある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

5 法人の組織運営に関する情報開示等

- ① 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人等の専門家を活用することが望ましい。
- ② 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。
- ③ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(会計監査報告を含む)(以下「計算書類等」という。)を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならない(従たる事務所においても3年間備え置かなければならない)。
- ④ 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等(以下「財産目録等」という。)を毎会計年度終了後3か月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事業所に備え置かなければならない。

6 法人の認可申請等の手続き

(1) 所轄庁

所轄庁		対象法人
国	厚生労働大臣	法人が行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、厚生労働省令で定められた場合
県	知事	①主たる事業所が町村の区域内にある場合 ②主たる事務所が市(指定都市を除く)の区域内にあり、2以上の市町村の区域にわたり事業を実施する場合 ③主たる事務所が県内の指定都市の区域内にあり、2以上の都道府県の区域にわたり事業を実施する場合
指定都市	市長	主たる事務所が指定都市の区域内にある場合 (上記「県」の要件に該当した場合を除く)
市	市長	主たる事務所が市の区域内にあり、当該市の区域内のみ事業を実施する場合

注1 「社会福祉事業について識見を有する者」

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

注2 「法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者」

- ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ② 民生委員、児童委員
- ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

MEMO

第4 社会福祉法人及び社会福祉施設整備に係る資産要件の緩和

資産の所有や基本財産として用意すべき資産について、次のとおり、一部要件の緩和が図られています。（通知のうち一部を要約している場合があります。）

I 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

（平成12年8月22日付社援第1896号、老発第599号）

厚生省社会・援護局長外

1 要件緩和の内容

都市部等地域以外の地域においても、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認める。

なお、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記するものとする。

また、この場合の賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、さらに法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって支払う能力があると認められる必要がある。

II 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

（平成24年3月30日付社援発0330第5号）

厚生労働省社会・援護局長

1 設立に当たりの資産要件等

(1) 基本財産は、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産のすべての所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国等以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を現に受けているか、あるいは過去に受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所轄庁が認めること。

(3) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 併せて行うことが出来る事業の範囲

(1) 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

(2) 障がい福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援又は自立生活援助に限る。）

(3) 移動支援事業

※ 公益事業又は収益事業については、当該法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に

支障がないと認めるときは、これを行うことができる。

(平成30年3月30日最終改正)

Ⅲ 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

(平成12年9月8日付障第669号、社援第2028号)
厚生省大臣官房障害保健福祉部長外

1 要件緩和の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は身体障がい者社会参加支援施設を営んでいる既設の社会福祉法人に限り、都市部等地域以外の地域においても、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認める。

なお、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記するものとする。

また、この場合の賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって支払う能力があると認められる必要がある。

(平成25年3月29日最終改正)

Ⅳ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

(平成12年9月8日付障第670号、社援第2029号、老発第628号、児発第732号)
厚生省大臣官房障害保健福祉部長外

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人が以下の通所施設を整備する場合、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。

- ① 児童発達支援センター
- ② 情緒障がい児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)
- ③ 障がい福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
- ④ 放課後児童健全育成事業、保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障がい者福祉センター、補装具制作施設又は視聴覚障がい者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し登記すること。

ただし、次の場合などのように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は登記を行わないこととしても差し支えない。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上の場合。
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通

事業者等の信用力の高い主体である場合。

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(令和2年1月23日最終改正)

V 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(平成16年5月24日付雇児第0524002号、社援第0524008号)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長外

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人が保育所を設置する場合

第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業のうち保育所若しくは精神障がい者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人が保育所を設置する場合は、IVに定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

(2) 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

① 都市部以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域でも、施設用地の貸与を受けて設置することを認めること。

② 貸与を受けている土地については、地上権又は賃借権を設定しかつこれを登記すること。

ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととして差し支えないこと。

③ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(3) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

① 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

② 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し登記すること。

ただし、次の場合などのように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は登記を行わないこととしても差し支えない。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上の場合。

イ 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合。

③ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

④ 賃借料の財源について、安定的に支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

⑤ ④の1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃貸料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、

賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

⑥ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

VI 構造改革特区における地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて(一部略)

(平成16年12月13日付社援発第1213003号、老発第1213001号)

厚生労働省社会援護局長外

構造改革特別区域において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホームであって、「サテライト型居住施設」として内閣総理大臣の認定を受けた施設を設置しようとする社会福祉法人は、次に掲げる要件を満たしている場合には、当該サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。この場合において、当該サテライト型居住施設に併設する老人短期入所施設についても、同様とする。

- ① 当該施設の設置により、当該社会福祉法人が設置するサテライト型居住施設に関し、その用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと。
- ② 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ③ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ④ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(※ 新潟市は構造改革特区地域ではありません。)

(平成28年7月27日最終改正)

VII 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

(平成16年5月24日付雇児第0524002号、社援第0524008号)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長外

社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」に準じた取扱いとすること。

VIII 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

(平成28年7月27日社援発0727第1号、老発0727第1号)

厚生労働省社会・援護局長外

特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く、以下同じ。)を設置しようとする社会福祉法人が以下の要件を満たしている場合には、その用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこ

ととする。この場合において、当該特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設についても、同様とする。

- ①当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域であること。
- ②入所施設を経営している既設の社会福祉法人であること
- ③当該特別養護老人ホームの用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置するすべての入所施設の定員の合計数(貸与を受けている施設の定員の合計数を含む)の2分の2を超えないこと。
- ④当該特別養護老人ホームが設置される都道府県(当該都道府県と隣接する都道府県を含む。)において、すでに当該社会福祉法人が他の特別養護老人ホームを経営していること。
- ⑤貸与を受けている不動産について、当該特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。この場合において、建物の賃貸借期間は30年以上とすること。
- ⑥当該社会福祉法人の経営状態が安定していること。
- ⑦賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源として1,000万円以上に相当する資産(現金、預金又は確実な有価証券に限る。)が確保されていること。
- ⑧賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該社会福祉法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

Ⅹ 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件について
(平成12年9月8日付障第671号、社援第2030号、老発第629号、児発第733号)
厚生省大臣官房障害保健福祉部長外

1 次の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

- (1) 5年(特定非営利活動法人又は事業所所在地の市町村長が法人格の取得について推薦をした場合には3年)以上にわたって、当該事業の経営実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 併せて行うことが出来る事業の範囲

1の要件を満たして設立された社会福祉法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については併せて行うことができるものとする。

- (1) 障がい児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- (2) 障がい児通所支援事業又は老人デイサービス事業
- (3) 重度障がい者等包括支援
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センターを経営する事業

※ 公益事業又は収益事業については、当該法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができる。

(平成26年3月28日最終改正)

X 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

(平成14年8月30日付社援発第0830007号、老発第0830006号)
厚生労働省社会・援護局長外

1 次の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

(1) 5年(特定非営利活動法人又は事業所所在地の市町村長が法人格の取得について推薦をした場合には3年)以上にわたって、共同生活援助事業等の経営実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(2) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 併せて行うことが出来る事業の範囲

1の要件を満たして設立された社会福祉法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については併せて行うことが出来るものとする。

(1) 障がい児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

(2) 老人デイサービス事業、障がい福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援に限る。)又は障がい児通所支援事業を営む事業

(3) 老人居宅介護等事業、障がい福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援又は自立生活援助に限る。)

(4) 移動支援事業

(5) 地域活動支援センター

※ 公益事業又は収益事業については、当該法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができる。

(平成30年3月30日最終改正)

第5 社会福祉法人定款例

※「社会福祉法人の認可について（通知）」別紙2より

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 (法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号) ・ 重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・ 多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号)※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項) ・ 計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項) ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事、会計監査人の選任(法第43条) ・ 理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項)★ ・ 理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・ 理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項)★ ・ 役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・ 計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・ 定款の変更(法第45条の36第1項)★ ・ 解散の決議(法第46条第1項第1号)★ ・ 合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8)★ ・ 社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・ その他定款で定めた事項 <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（1）及び（2）の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（1）及び（2）の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。~~なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。~~

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び) 必要が

ある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

- (1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。
- (2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
- (3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。
- (4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。
- (5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

<例>

3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員〈及び会計監査人〉の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、〈>内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第 45 条）。

法第 45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員〈及び会計監査人〉の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考三）

費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三十九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

第6 社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類作成上の留意事項

1 設立認可申請書類必要例（様式別添）

社会福祉法人の設立認可に必要な書類の典型的な例を示しています。（**実施する事業や財産の状況により必要書類が変わります。**詳細は市の担当者と逐次協議してください。）

なお、認可申請必要書類は市へ提出する正・副2部のほか、設立者(控)1部の計3部準備が必要です。

認可申請必要書類		様式
(1)	設立認可申請書	①
(2)	定款	定款例
(3)	添付書類目録	任意
(4)	財産目録	②
(5)	財産が法人に帰属することを証する書類	
	ア 贈与契約書等(写)	③
	イ (贈与者が個人の場合) 身分証明書	
	ウ (贈与者が法人の場合) 基本約款、法人登記簿謄本、社員総会議事録等、決算書等	
	エ 印鑑登録証明書	
	オ 残高証明書	
	カ 所有権移転登記確約書(写)、贈与にかかる不動産等の登記簿謄本、不動産の価格評価書、農地転用許可書等必要書類	④
(6)	法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類	
	ア 賃貸借契約書(写)	任意
	イ 地上権若しくは賃借権設定登記確約書(写)	⑤
	ウ 不動産登記簿謄本	
	エ (貸主が個人の場合) 身分証明書	
	オ 印鑑登録証明書	
	カ 法人登記簿謄本	
	キ その他必要書類	
(7)	設立当初の会計年度及び次会計年度以降3～4年程度の事業計画並びに設立当初の会計年度から元金償還が始まる年度までの収支予算書	⑥、 (別紙)社会福祉会計基準に基づく収支予算書

(8)	設立時の役員・評議員予定者一覧表		
(9)	設立代表者の権限を証する書類		
	ア	委任状	⑦
	イ	身分証明書	
(10)	役員・評議員就任予定者の履歴書等		
	ア	履歴書	⑧
	イ	就任承諾書	⑨
	ウ	誓約書	⑩
	エ	印鑑登録証明書	
	オ	身分証明書	
(11)	施設建設関係書類		
	ア	施設建設計画書	⑪
	イ	建設図面(位置図、平面図、立面図、配置図)	
	ウ	施設建設見積書(写)	
	エ	設備整備計画書	任意
	オ	設備整備見積書(写)	
	カ	補助金交付内定通知書(写)	
	キ	助成金等の交付決定内定通知書(写)	
	ク	建設自己資金関係(贈与契約書、身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書等)	
	ケ	福祉医療機構貸付内定通知書(写)	
	コ	償還計画	
	サ	償還金贈与契約関係(贈与契約書、確約書、身分証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書、法人基本約款、法人登記簿謄本、法人決算書、法人議事録等)	
	シ	施設長就任承諾書(承諾書、履歴書、資格を証する書類)	⑫
(12)	基本財産編入誓約書		⑬
(13)	設立発起人会議事録(写)		⑭
(14)	その他参考書類(地元説明会記録等)		

2 書類作成上の留意事項

同一の書類が重複して添付される場合は、一部のみ添付し、他は省略してかまいません。

添付書類のうち、残高証明書、不動産登記簿謄本、印鑑登録証明書、身分証明書等、可能なものは原本を添付してください。契約書等、原本が添付できないものは、原本と相違ない旨証明を付してください。

原本証明の例

この写しは、原本と相違ないことを証明します。 社会福祉法人 ○○会 設立代表者 ○○○○ (実印)
--

押印が必要な書類は、すべて実印を使用してください。

市に提出する正副2部のほか、設立者(控)1部を用意してください。

(1) 設立認可申請書

(2) 定款

法人の定款案を作成し添付します。国が「社会福祉法人定款例」を示しており、詳細はこの「てびき」の第5のとおりです。

(3) 添付書類目録

添付した書類の一覧を作成します。書類は法人の事業内容等に応じて変わります。

(4) 財産目録

設立当初の資産と負債の内容を記載し、建設自己資金・運転資金・土地が贈与された後の形態としてください。このうち資産は基本財産とその他財産に区分し、公益事業や収益事業を実施する場合は、公益事業用財産、収益事業用財産にそれぞれ区分する必要があります。

財産目録は具体的に表示し、例えば土地を2筆以上所有している場合は、一括して土地とはせずに、一筆ごとに明示してください。また、土地・建物は、その個々について所在地、用途、面積、価格を記載してください。

そのほか、

- ・機械工具、什器等は用途別に区分し、取得原価と償却累計を付記します。重要でない備品等は、包括的に記載することも可とします。
- ・売掛金・未収金等の債権は、個数及び価格を記載します。
- ・負債中各種引当金は説明を付します。
- ・負債について担保提供しているものは、担保物件の概要を付記します。
- ・長期借入金は、償還期限を付記します。

(5) 財産が法人に帰属することを証する書類

財産目録に記載した財産が法人に確実に帰属することを明らかにできる書類を添付します。

ア 贈与契約書

贈与契約書は寄付者ごとに作成してください。

法人事務所ならびに施設所在地を選挙区とする議員からの贈与は、公職選挙法に抵触するため受けることができないので注意が必要となります。

イ 身分証明書

贈与者が個人の場合には、寄付者の行為能力を証するために、身分証明書を添付してください。

ウ 基本約款等

贈与者が法人の場合には、法人の定款、寄付行為その他の基本約款及び贈与の意思決定が、基本約款に定める手続きを経て行われたことがわかる議事録等の書類を添付します。

エ 印鑑登録証明書

贈与契約書類に押印された印鑑の証明書を添付してください。

オ 残高証明書

財産が寄付者に属することを証明する書類として、金融機関の残高証明書が必要です。**残高証明書が複数枚となる場合は、すべての証明書の日付を一致させてください。**

また、将来の償還に対する寄付を予定している場合など、必要に応じて所得証明書や納税証明書の添付を求める場合があります。

カ 不動産登記簿謄本等

贈与財産が不動産の場合、登記簿謄本、価格評価書及び所有権移転登記確約書が必要です。なお、土地の贈与に際しては、**抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないことが条件**となります。

施設等の建設が伴う場合、用途地域の制限などがクリアされている、あるいはクリアできることが確実で、建設が可能な土地である必要があります。

(6) 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類

事業実施に当たって、財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、使用権限が法人に確実に帰属することを明らかにできる書類が必要です。

事業開始前に仮事務所を置く場合には、当該事務所の使用権限を証する賃貸借契約書等を添付します。

(7) 設立当初の会計年度及び次会計年度以降の3～4年度程度の事業計画及び収支予算書

定款に定める事業ごとに事業計画を立て、その財源を確保し、事業計画どおりこれを執行できる予算を組む必要があります。つまり、確実な財源があり、資産との均衡ある事業計画を立てなければならず、財産に負債のある場合には、必ずその償還計画を立て、予算に組み

込んでおくことも大切となります。

事業計画には、事業運営の方針、職員の状況、日課等も含めたできるだけ詳細な処遇計画を記載してください。

(8) 設立者の履歴書等

略歴でかまいませんが、少なくともその職歴や社会的地位から、社会福祉法人の役員としてふさわしいかが判別できるものでなければなりません。自署でなくてもかまいません。

(9) 設立代表者の権限を証する書類

設立代表者を除く、設立発起人全員の委任状が必要です。連名のものでも結構です。

(10) 評議員及び役員就任予定者の履歴書等

役員等とは、評議員、理事及び監事をいいます。就任承諾書の氏名は自署し、実印を押印して印鑑証明を添付してください。

履歴書は、評議員や理事、監事にふさわしいか判断できるものでなければなりません。

また、誓約書については、欠格事由に該当しないこと、暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを確認するために作成します。

(11) 施設建設関係書類

事業規模が適正で、相応の資金計画になっているかを確認できる、当該施設の建設計画、初度調弁計画、資金計画、設計図面及び見積書を添付してください。

また、建設に必要な財源が確保されていることを証する書類として、補助金や助成金、福祉医療機構の借入金、寄付金等、資金調達状況を確認できるものを準備します。

なお、民間金融機関等からの長期借入金を予定している場合は、融資証明書を添付するとともに、担保物件を明確にさせていただきます。借入れにあたり基本財産の担保提供を予定している場合は、事前に市の担当者と協議が必要です。

シ 施設長就任承諾書

当該施設の施設長就任予定者が、資格要件を満たしていることがわかる書類を添付してください。

(12) 基本財産編入誓約書

社会福祉施設の用に供する不動産は、取得後基本財産に組み入れる必要がありますので、施設建設後の編入をあらかじめ誓約していただきます。

(13) 設立発起人会議事録

法人の基本的事項を決定するため、発起人全員が出席して決議した記録が必要です。

(14) その他参考書類

その他法人設立の審査に当たって参考となる書類があったら添付してください。

施設を設置する法人にあつては、地域との連携が重要であることから、地元住民が了解していることがわかる、説明会の記録等が必要です。

また、法人の諸規程もできるだけ添付してください。

3 受託事業を行う場合

委託者との委託契約書を添付してください。

なお、地方公共団体が設置した公の施設の経営を受託するときは、委託契約書のほか当該施設の設置及び管理委託に関する事項(条例を含む。)も添付してください。

※47 ページから様式

MEMO

① 設立認可申請書

様式第 1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		
申請年月日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉 事業	第 1 種	
		第 2 種	
	公益事業		
	収益事業		

様式第 1

(裏 面)

資 産	内 訳									
	純資産 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債			
		①基本財産	②その他財産							
円	円	円	円	円	円	円	円			
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別*	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

② 財産目録（例）

社会福祉法人〇〇〇〇会	
年 月 日	
財 産 目 録（注1）	
I 資産の部	円
1 基本財産	円
（内訳）（1）土地（注2）	
新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番所在の土地〇筆	㎡
㎡単価 円 総額	円
（2）建物（注3）	
新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番所在の建物	円
（3）基本財産基金	円
2 その他財産	円
（内訳）（1）建設自己資金	円
（2）運転資金	円
（3）法人事務費	円
（4）什器備品（注4）	円
II 負債の部	円
III 差引正味財産	円

（注1）： 法人設立にあたって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載する。

不用の項目は削除する。

（注2）： 土地は、1筆ごとに登記簿謄本記載のとおり記入する。

（注3）： 既存の建物の贈与を受ける場合に記載する。記載は登記簿謄本記載のとおり1棟単位で行う。

（注4）： 什器備品の贈与を受ける場合に記載する。

※ なお、上記の場合、各金額の関係は、

（1 基本財産）＝基本財産内訳の計

（2 その他財産）＝運用財産内訳の計

（I 資産の部）＝（1 基本財産）＋（2 その他財産）

（III 差引正味財産）＝（I 資産の部）－（II 負債の部）

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）（注2）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金等として（注3）、金〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第2条 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第3条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

年 月 日（注4）

甲 住所
氏名 印

乙 住所
社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者（注2） 印

（注1）： 法人設立認可申請書には、契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

（注2）： 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること（設立代表者代理人と表記）。

（注3）： 第1条の例：同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円・・・など。

（注4）： 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。

④ 土地等所有権移転登記確約書（例）

所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、ただちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

年 月 日

所有者 住 所

氏 名 印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 様

記

土地（注）

- 1 所在地 新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番地
- 2 地 目 宅地
- 3 公簿面積 〇〇〇〇m²

建物

- 1 所在地 新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番地
- 2 構 造 〇〇造り〇階建て
- 3 床面積 〇〇〇〇m²

（注）：土地、建物の表示は登記簿謄本どおり記載すること。契約書原本は関係者がそれぞれ保管する。

⑤ 地上権設定登記確約書（例）

地上権設定登記確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、貴法人に貸与する下記の土地について、地上権を設定し、かつ登記することを確約します。

年 月 日

所有者 住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 様

記

1 所在地 新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番地

2 地 目 宅地

3 公簿面積 〇〇〇〇㎡

4 地上権設定期間 〇〇年間

(注)：土地の表示は登記簿謄本どおり記載すること。

⑥ 事業計画書（例）（特別養護老人ホーム）

〇〇年度特別養護老人ホーム〇〇園事業計画書

1 名 称

2 所在地

3 利用定員

4 規 模 土地 m^2
建物 m^2 〇〇造 〇階建て

5 事業開始年月日（予定）

6 事業運営の基本方針

7 利用者の処遇

(1) 処遇方針

(2) 給 食

(3) 環境の整備

8 健康管理

9 防災計画

10 日 課

11 職員名簿 別紙のとおり。(嘱託医含む)
(職名、氏名、前歴、資格、年齢、基本給等)

職名 (注1)	氏名	年齢	資格	基本給

12 職員研修計画

(注1) 必要職種すべてについて記入する。

⑦ 委任状（設立代表者に全権委任する場合の例）

委 任 状

住所(注1)

氏名

上記の者を、社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者として、同法人の設立に関し必要な一切の権限を委任します。

年 月 日(注2)

設立者 住 所 氏 名 実印

(注3)

設立者 住 所 氏 名 実印

(注1): 設立代表者 住所 氏名(印鑑登録証明書記載のとおりとする。)

(注2): 日付については、設立発起人会で議決した日以降かつ贈与契約日以前の日とすること。

(注3): 設立代表者以外の設立者(印鑑登録証明書記載のとおりとする。)

連名でなく個別の委任状でも差し支えない。

⑧ 履歴書（例）

履 歴 書

年 月 日作成

フリガナ			実印
氏 名			
生年月日	年 月 日(満 歳)	性別	
住 所	〒 ()		

※印鑑登録証明書どおりに記載すること。

《学歴》

学 校 名	学部学科名	期 間	資 格
		年 月 日～ 年 月 日	卒 年退

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《現職》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現 在		

現在従事している職について、職歴とは別に全て記入すること。

《他法人役員経歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

他法人役員経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職歴》(例: 民生委員・任意団体等の役員歴)

勤務先等	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

《資格・免許》

名称(種別)	登録年月日及び登録番号		取扱機関
	年月日	No.	

《他の理事予定者との関係》

氏名	関係

※職歴については、欄の上から古い順に記載すること

※役員(理事・監事)の各種要件に該当する職歴等は必ず記入すること

⑨ 就任承諾書（例）

就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇〇〇会の理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。
なお、理事（監事、評議員）に就任するにあたっては、定款に定める事項を遵守することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 様

〔記載上の注意事項〕

- 1 氏名は自署すること。
- 2 日付は、設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請年月日以前となる。
- 3 設立代表者分も作成すること。

⑩ 誓約書（例）

誓約書

社会福祉法人〇〇会の理事（監事、評議員）に就任することにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

年 月 日

社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名

印

※ 評議員又は監事の誓約書の場合、第2号の文言を次のように差し替える。

（評議員）

- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

（監事）

- 2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

⑫ 施設長就任承諾書（例）

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇会が設置経営する△△△△園の施設長に就任することを承諾いたします。

なお、施設長に就任するにあたっては、定款に定める事項を遵守し、その職務に専念することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 様

1 この承諾書には、施設長資格要件取得状況がわかる関係書類の写しを添付する。

基本財産編入誓約書

このたび、社会福祉法人〇〇〇〇会が設置経営する△△△△園の建物については、完成後速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者

実印

新潟市長

様

⑭ 設立発起人会議事録（例）

社会福祉法人〇〇〇〇〇設立発起人会議事録謄本

1. 日 時 年 月 日 時から 時まで

2. 場 所

3. 出席者 設立発起人

○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○	
○ ○ ○ ○	
○ ○ ○ ○	
○ ○ ○ ○	

以上 計 名

4. 議長の選出

設立発起人の全員の出席をみたので、発起人〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ発起人〇〇〇〇から仮議長を推したい旨動議の提出があり、満場の賛同を得て、発起人〇〇〇〇が議長となり、議事に入る。

5. 議案及び議事の顛末

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立について

議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人〇〇〇〇〇を設立することを満場一致をもって議決した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇定款の承認について

議長が別紙定款を朗読、原案を社会福祉法人〇〇〇〇〇定款をして採択することに満場一致議決した。

第〇号議案 設立当初の資産、財産目録、事業計画、収支予算について

設立当初の資産（寄付分含む。）、事業内容、収支予算について議長から承認を求めたところ全員異議なく賛成した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇、設立者及び設立当初の役員、評議員並びに設立代表者について

設立者及び設立当初の役員には、設立発起人全員がなることとなり、役員として評議員〇名・理事

○名・監事○名を候補者として選ぶこととし、互選の結果、次のとおり決定、全員就任を承諾した。

更に設立代表者及び理事長に理事○○○○を選出し、これに設立手続に関する一切の権限を委任することに満場一致議決した。

理 事 長	○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
監 事	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
評 議 員	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○
〃	○ ○ ○ ○

第○号議案 特別養護老人ホーム○○園の建設について

特別養護老人ホーム○○園の建設計画及び建設費について審議したところ

鉄骨造2階建延 ㎡、建設総額 円、設計管理費 円でもって建設することに満場一致議決した。

第○号議案 建設資金計画と借入金について

建設資金 円の財源として寄附金 円、国県市補助金 円

を充当するがなお不足する 円を福祉医療機構から借り入れることを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する担保物件について

建設に伴う福祉医療機構からの借入金 円の担保物件については、建設予定地及び建物を担保提供することを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する連帯保証人について

特別養護老人ホーム○○園建設に伴う福祉医療機構からの借入金 円の連帯保証人については、理事長○○氏及び○○氏を充てることとして本人も承諾しているため全員異議なく承認した。

MEMO

(別紙) 収支予算書

(自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(単位:円)

勘定科目		合計	本部	〇〇園	△△所	××センター
事業活動に よる 収入	介護保険事業収入					
	施設介護料収入					
	介護報酬収入					
	利用者負担金収入(公費)					
	利用者負担金収入(一般)					
	居宅介護料収入					
	(介護報酬収入)					
	介護報酬収入					
	介護予防報酬収入					
	(利用者負担金収入)					
	介護負担金収入(公費)					
	介護負担金収入(一般)					
	介護予防負担金収入(公費)					
	介護予防負担金収入(一般)					
	地域密着型介護料収入					
	(介護報酬収入)					
	介護報酬収入					
	介護予防報酬収入					
	(利用者負担金収入)					
	介護負担金収入(公費)					
	介護負担金収入(一般)					
	介護予防負担金収入(公費)					
	介護予防負担金収入(一般)					
	居宅介護支援介護料収入					
	居宅介護支援介護料収入					
	介護予防支援介護料収入					
	利用者等利用料収入					
	施設サービス利用料収入					
	居宅介護サービス利用料収入					
	地域密着型介護サービス利用料収入					
	食費収入(公費)					
	食費収入(一般)					
	居住費収入(公費)					
	居住費収入(一般)					
	その他の利用料収入					
	その他の事業収入					
	補助金事業収入					
	市町村特別事業収入					
	受託事業収入					
	その他の事業収入					
	(保険等査定減)					
	老人福祉事業収入					
	措置事業収入					
	事務費収入					
	事業費収入					
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
運営事業収入						
管理費収入						
その他の利用料収入						
補助金事業収入						
その他の事業収入						
その他の事業収入						
管理費収入						
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
児童福祉事業収入						
措置費収入						
事務費収入						
事業費収入						
私的契約利用料収入						
その他の事業収入						
補助金事業収入						
受託事業収入						
その他の事業収入						
保育事業収入						
保育所運営費収入						
私的契約利用料収入						

私立認定保育所利用料収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
就労支援事業収入					
〇〇事業収入					
障害福祉サービス等事業収入					
自立支援給付費収入					
介護給付費収入					
特例介護給付費収入					
訓練等給付費収入					
特例訓練等給付費収入					
サービス利用計画作成費収入					
障害児施設給付費収入					
利用者負担金収入					
補足給付費収入					
特定障害者特別給付費収入					
特例特定障害者特別給付費収入					
特定入所障害児食費等給付費収入					
特定費用収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
(保険等査定減)					
生活保護事業収入					
措置費収入					
事務費収入					
事業費収入					
授産事業収入					
〇〇事業収入					
利用者負担金収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
医療事業収入					
入院診療収入					
室料差額収入					
外来診療収入					
保健予防活動収入					
受託検査・施設利用収入					
訪問看護療養費収入					
訪問看護利用料収入					
訪問看護基本利用料収入					
訪問看護その他の利用料収入					
その他の医療事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の医療事業収入					
(保険等査定減)					
〇〇事業収入					
〇〇事業収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
〇〇収入					
〇〇収入					
借入金利息補助金収入					
経常経費寄附金収入					
受取利息配当金収入					
その他の収入					
受入研修費収入					
利用者等外給食費収入					
雑収入					
流動資産評価益等による資金増加額					
有価証券売却益					
有価証券評価益					
為替差額					
事業活動収入計(1)					
人件費支出					

	役員報酬支出					
	職員給料支出					
	職員賞与支出					
	非常勤職員給与支出					
	派遣職員費支出					
	退職給付支出					
	法定福利費支出					
	事業費支出					
	給食費支出					
	介護用品費支出					
	医薬品費支出					
	診療・療養等材料費支出					
	保健衛生費支出					
	医療費支出					
	被服費支出					
	教養娯楽費支出					
	日用品費支出					
	保育材料費支出					
	本人支給金支出					
支	水道光熱費支出					
	燃料費支出					
	消耗器具備品費支出					
	保険料支出					
	賃借料支出					
	教育指導費支出					
	就職支度費支出					
	葬祭費支出					
	車輛費支出					
	管理費支出					
	〇〇費支出					
出	雑支出					
	事務費支出					
	福利厚生費支出					
	職員被服費支出					
	旅費交通費支出					
	研修研究費支出					
	事務消耗品費支出					
	印刷製本費支出					
	水道光熱費支出					
	燃料費支出					
	修繕費支出					
	通信運搬費支出					
	会議費支出					
	広報費支出					
	業務委託費支出					
	手数料支出					
	保険料支出					
	賃借料支出					
	土地・建物賃借料支出					
	租税公課支出					
	保守料支出					
	渉外費支出					
	諸会費支出					
	〇〇費支出					
	雑支出					
	就労支援事業支出					
	就労支援事業販売原価支出					
	就労支援事業製造原価支出					
	就労支援事業仕入支出					
	就労支援事業販売管理費支出					
	授産事業支出					
	〇〇事業支出					
	〇〇支出					
	利用者負担軽減額					
	支払利息支出					
	その他の支出					
	利用者等外給食費支出					
	雑支出					
	流動資産評価損等による資金減少額					
	有価証券売却損					
	資産評価損					
	有価証券評価損					
	〇〇評価損					

		為替差額							
		徴収不能額							
		事業活動支出計(2)							
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							
施設整備等に よる 収 支	収 入	施設整備等補助金収入							
		施設整備等補助金収入							
		設備資金借入金元金償還補助金収入							
		施設整備等寄附金収入							
		施設整備等寄附金収入							
		設備資金借入金元金償還寄附金収入							
		設備資金借入金収入							
		固定資産売却収入							
		車両運搬具売却収入							
		器具及び備品売却収入							
		〇〇売却収入							
		その他の施設整備等による収入							
		〇〇収入							
		施設整備等収入計(4)							
		収 支	出	設備資金借入金元金償還支出					
				固定資産取得支出					
				土地取得支出					
建物取得支出									
車両運搬具取得支出									
器具及び備品取得支出									
〇〇取得支出									
固定資産除却・廃棄支出									
ファイナンス・リース債務の返済支出									
その他の施設整備等による支出									
〇〇支出									
施設整備等支出計(5)									
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							
その 他 の 活 動 に よ る 収 支	収 入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入							
		長期運営資金借入金収入							
		長期貸付金回収収入							
		投資有価証券売却収入							
		積立資産取崩収入							
		退職給付引当資産取崩収入							
		長期預り金積立資産取崩収入							
		〇〇積立資産取崩収入							
		事業区分間長期借入金収入							
		拠点区分間長期借入金収入							
		事業区分間長期貸付金回収収入							
		拠点区分間長期貸付金回収収入							
		事業区分間繰入金収入							
		拠点区分間繰入金収入							
		その他の活動による収入							
		〇〇収入							
		その他の活動収入計(7)							
収 支	出	長期運営資金借入金元金償還支出							
		長期貸付金支出							
		投資有価証券取得支出							
		積立資産支出							
		退職給付引当資産支出							
		長期預り金積立資産支出							
		〇〇積立資産支出							
		事業区分間長期貸付金支出							
		拠点区分間長期貸付金支出							
		事業区分間長期借入金返済支出							
		拠点区分間長期借入金返済支出							
事業区分間繰入金支出									
拠点区分間繰入金支出									
その他の活動による支出									
〇〇支出									
その他の活動支出計(8)									
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							
		予備費支出(10)							
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6) +(9)-(10)							
		前期末支払資金残高(12)							
		当期末支払資金残高(11)+(12)							

第7 社会福祉法人設立後の手続き

1 法人設立認可書の交付

法人設立認可審査が終了し、認可が認められると、法人設立認可書を交付します。

認可書が到達した日から2週間以内に法人設立登記をします。(組合等登記令第2条)

社会福祉法人は、登記をもって成立します。(社会福祉法第34条)

2 法人登記

登記事項は以下のとおりです。事前に所轄の登記所に相談しておくことをお勧めします。

- ① 目的及び業務 定款第1条に規定されている目的及び事業
- ② 名称 定款第2条に規定されている名称
- ③ 事務所 定款第4条に規定されている事務所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 理事長等代表権を有する者のみ登記
- ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額 設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記

なお、資産の総額は、今後、毎会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記を行う必要があります。

3 理事会・評議員会の開催

法人設立登記後、遅滞なく以下のとおり理事会・評議員選任・解任委員会・評議員会を開催します。

① 第1回目の理事会

- ・評議員選任・解任委員会の運営規程の決議
- ・評議員選任・解任委員の選任
- ・評議員候補者の推薦
- ・評議員選任・解任委員会の招集日時・場所の決議
- ・理事及び監事の候補者の決議

(この時に監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する現監事(監事予定者)の過半数の同意の確認)

- ・役員等の報酬額(案)及び役員等に対する報酬基準(案)の決議

② 評議員選任・解任委員会(第1回理事会後速やかに開催する)

- ・第1回理事会で選任されたメンバーで評議員選任・解任委員会を開き、評議員を選任

③ 第1回目の評議員会(評議員選任・解任委員会による評議員の選任後速やかに開催する)

- ・評議員選任・解任委員会で選任された評議員により、評議員会を開き、役員(理事・監事)の選任及び役員等の報酬額及び役員等に対する報酬基準の決議

④ 第2回目の理事会(評議員会による理事の選任後速やかに開催する)

- ・第1回目の評議員会で選任された理事・監事により理事会を開き、理事長(定款で定めた場合

は、業務執行理事も含む)を選任。

※役員等を選任した場合は、任期ごとに次の選任の関係書類を備えておいてください。

《必要書類》

- * 役員等の名簿 * 就任承諾書 * 履歴書
- * 欠格事由及び反社会的勢力に該当しない旨の誓約書
- * 印鑑登録証明書

4 理事長の登記

・理事会での選任後、2週間以内に登記をしてください。

5 財産移転・設立完了報告

設立登記後、先に取り交わした贈与契約に従って、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

財産移転終了後1ヶ月以内に、財産移転が終了したことを証する書類を添付し、新潟市長あて報告してください。(報告書式:任意一下記の例を参照)

- 添付書類
- 設立当初の財産目録
 - 法人登記簿謄本
 - 不動産登記簿謄本(借地借家の場合は賃貸借契約書の写し)
 - 預金残高証明書又は預金通帳等の写し
 - その他参考となる書類

(例)

年 月 日	
新潟市長 様	法人名 代表者
社会福祉法人〇〇会の財産移転等について(報告)	
当会の設立登記及び財産移転を完了しましたので、下記の書類を添えて報告します。	
記	
添付書類	
1 設立当初の財産目録	
2 法人登記簿謄本	
3 不動産登記簿謄本	
4 預金残高証明書	
5	

土地等不動産の所有権移転登記に際しては、新潟市が発行した「登録免許税非課税証明」(様式別添)を添付すると、登録免許税が免除されますので、「登録免許税非課税証明」を請求してください。

※新潟市内所在の土地の場合は、新潟市へ請求してください。

6 建物完成後の登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで「登録免許税非課税証明」を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。※新潟市内所在の建物の場合は、新潟市へ請求してください。

7 定款変更届

建物の所有権保存登記が終了したら、先に提出している基本財産編入確約書に基づき、基本財産に編入する手続きを行ってください。

- ・ 理事会及び評議員会で建物を基本財産に編入し、これに係る定款の変更を決議します。
- ・ 「定款変更届出書」(様式別添)により、新潟市長あてに基本財産が増加した旨の届けを提出します。
- ・ 建物の完成に伴って、法人の事務所を移転する場合には、この部分も定款変更が必要となりますので、併せて理事会・評議員会で決議し、事務所の所在地を変更した法人登記簿謄本を添付し、定款変更を提出してください。

8 規程類の整備

社会福祉法人を運営していく上で必要な規程類を作成し、理事会・評議員会の決議を得ます。

<規程の例>

- ・ 定款細則
- ・ 経理規程
- ・ 就業規則
- ・ 給与規程
- ・ 旅費規程
- ・ 事務委任(専決)規程

このほかに、公印規程や臨時職員規程、休業規程、実施事業の運営規程など、法人の状況に応じて必要な規程を整備してください。

様式第2

(表 面)

認可申請書 社会福祉法人定款変更 届出書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	めい しょう 名 称		
	代表者の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(定款変更様式)

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格 A 列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

最新の様式は HP からダウンロードできます

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(所在地)

申請者 (名称)

(代表者)

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第 号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第 号に該当することについて、同法施行規則第3条第 号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けようとする不動産	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第 号に該当することを証明します。

新福監 第 号の2
年 月 日

新潟市長

社会福祉法人に関する税制について

(1) 公益法人等に関する主な税制の概要

	株式会社	社会福祉法人			公益法人		NPO法人		
		社会福祉事業	公益事業	収益事業	収益事業なし	収益事業あり	収益事業なし	収益事業あり	
設立の方法	一定の組織を備えることにより設立可能	社会福祉事業を行うことを目的としなければ所轄庁の設立認可を得られない			公益を目的とし法の定める基準を満たさないと設立は許可されない		特定非営利活動を行うことを目的として所轄庁の認証を得て設立可能		
指導監督の基準	運営については関与せず	設立及び運営に関する審査基準・要領 監査指導要綱			設立及び運営に関し厳しい基準(指導監督基準)がある		報告・検査等若干の関与がある		
国	法人税	課税 全事業の利益に対して	非課税	一部非課税 (法人税法上 収益事業と みなされる ものは課税)	課税 ・軽減税率 を適用 ・見なし寄 付金制度	非課税	課税 収益事業から 生じた所得に ついて、軽減 税率を適用	非課税	課税 収益事業 から生じた 所得に ついて
	所得税	課税	非課税 利子、配当等について			非課税 利子、配当等について		課税 利子、配当等について	
	登録免許税	課税	非課税 設立登記について			非課税 設立登記について		非課税 設立登記について	
税			非課税 社会福祉事 業の用に供 する不動産 について	課税		非課税 設置する学 校に係る不 動産等につ いて	課税	原則課税	
	住民税	均等割	非課税		課税	原則課税		課税	
地		法人税割	非課税		課税	非課税	課税	非課税	課税
	事業税	課税	非課税		課税	非課税	課税	非課税	課税
方	不動産取得税	課税	非課税	課税		非課税	課税	課税	
	固定資産税		非課税	課税		非課税	課税	課税	
	都市計画税		非課税	課税		非課税	課税	課税	

※ 収益事業：法人税法第2条第13号に規定する、販売業、製造業その他の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。同法施行令第5条第1項に33事業が列举されている。

(注)：税制の詳細なことについては、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

(2) 寄付等に対する税制(法人別)

	社会福祉法人	公益法人	医療法人	学校法人
＜個人が土地を売った場合＞ 収用等の場合の課税の特例 (所得税)	土地収用法等の規定により収用される土地の譲渡所得については 5000 万円の特別控除が認められる。(租税特別措置法第 33 条の 4、土地収用法第 3 条第 23 号)	社会福祉を目的とする事業を行っている場合、社会福祉法人と同様	—	社会福祉法人と同様(租税特別措置法第 33 条の 4、土地収用法第 3 条第 21 号)
＜個人が財産を寄付した場合＞ 譲渡所得の非課税 (所得税)	社会福祉への貢献等公益の増進に著しく寄与する等の要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けた財産の贈与又は遺贈については、譲渡所得がなかったものとみなされる。(租税特別措置法第 40 条第 1 項)	社会福祉法人と同様	—	社会福祉法人と同様(租税特別措置法第 40 条第 1 項)
特定公益増進法人制度 (所得税、法人税)	社会福祉法人全体が特定公益法人に指定されており、社会福祉法人に寄付を行った場合には、以下の措置が受けられる。 ①法人の場合 損金算入限度額まで別枠で(通常の倍額まで)損金算入が認められる。(法人税法第 37 条第 4 項第 3 号) ②個人の場合 寄付金額(所得金額の 25%が上限)－1 万円の所得控除が認められる。(所得税法第 78 条第 2 項第 3 号)	個別に特定公益増進法人として認定を受ければ優遇が受けられる。	個別に特定公益増進法人として認定を受ければ優遇が受けられる。	学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校の設置を主たる目的とする者等が特定公益法人に指定されているため、社会福祉法人と同様
共同募金会に対する寄付金 (所得税、法人税、個人住民税) ※受配者指定寄付金	共同募金会は、社会福祉法人に優先的に寄付金を分配することとなり、共同募金会に寄付を行った場合、以下の措置が受けられる。 ①法人の場合 寄付金全額の損金算入が認められる。(法人税法第 37 条第 4 項第 2 号) ②個人の場合 ア 寄付金(所得金額の 25%が上限)－1 万円の所得控除が認められる。 (所得税法第 78 条第 2 項第 2 号) イ 寄付金(所得金額の 25%が上限)－10 万円の所得控除が認められる。 (地方税法第 34 条第 1 項第 5 号の 4)	基本的に共同募金会の寄付金分配先ではないが、社会福祉を目的とする事業を行っている場合、分配されることもある。	—	—

(注1): 租税特別措置法の特例(国税庁長官の承認が必要)を受けようとする場合は、事前に税務署との十分な協議が必要である。

(注2): 受配者指定寄付金については、新潟県共同募金会にお尋ねください。

なお、この寄付金は、寄付金を受け入れる前に共同募金会での厳正な審査を必要とする。

MEMO

お問い合わせ、相談は

..... 新潟市福祉部 福祉監査課

TEL 025-226-1182・1185

FAX 025-225-6304

E-mail kansa.wl@city.niigata.lg.jp